

## 第4部 資料編

### 【1】枚方市環境基本条例

平成10年3月27日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第8条)

第2節 環境基本計画(第9条・第10条)

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策(第11条—第23条)

第3章 地球環境の保全の推進(第24条・第25条)

第4章 環境審議会(第26条)

附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な“環境を思いやるまち枚方”を実現するため、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第6条の2 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

## 第1節 施策の基本方針

第8条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
- (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
- (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

## 第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

## 第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(公害に係る被害救済)

第14条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

- 2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第17条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実に図るとともに、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の公開及び提供)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第22条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(推進体制)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

### 第3章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第25条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

- (1) 環境基本計画に関する事項

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者

- (2) 関係行政機関の職員

- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 8 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平11 条例 11・一部改正)

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第11号抄)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成18年6月16日条例第31号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【2】環境行政推進本部

## ＜令和4年度 環境行政推進本部における審議状況＞

開催年月日	審議の内容等
令和4年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次枚方市環境基本計画に基づく事業計画について</li> <li>枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)の取り組みについて</li> <li>第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向けて</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
令和4年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について</li> <li>電動車導入促進に向けた目標設定と低公害車等導入指針の見直しについて</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>
令和5年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）についてのパブリックコメントの実施結果について</li> <li>枚方市役所CO2削減プラン（2023～2030年度）～枚方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～（案）について</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>

## 【3】審議会等

## 1. 環境審議会

## ＜令和4年度 枚方市環境審議会における審議状況＞

開催年月日	審議の内容等	
令和4年8月8日	第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長・副会長の選出について</li> <li>第3次枚方市環境基本計画等の進捗について</li> <li>令和3年度の環境の状況について</li> <li>第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について</li> <li>今後のスケジュールについて</li> </ul>

## 2. 廃棄物減量等推進審議会

### <令和4年度 枚方市廃棄物減量等推進審議会における審議状況>

開催年月日	審議の内容等
令和4年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の生活排水処理の実績について</li> <li>・令和3年度のごみ処理の実績について</li> <li>・令和4年度の主なごみ減量施策の実績について</li> <li>・事業系ごみ処理手数料の見直しについて</li> </ul>
令和4年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ処理手数料の見直しについて</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
令和4年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ処理手数料の見直しについて（意見具申案）</li> <li>・スマートライフ推進基金の充実について</li> </ul>
令和5年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の主なごみ減量施策の実績について</li> <li>・令和5年度 一般廃棄物処理実施計画（案）について</li> </ul>

## 3. 枚方市空家等対策協議会

### <令和4年度 枚方市空家等対策協議会における審議状況>

開催年月日		審議の内容等
令和4年11月24日	第1回計画管理部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次枚方市空家対策実行計画（第I期）の進捗について</li> <li>・管理不良家屋について</li> </ul>
令和4年11月24日	第1回審査部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市の所有者による対応が行われていない空き家について</li> </ul>
令和5年3月20日	全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の認定について（諮問）</li> <li>・特定空家等の認定後の手続きについて</li> </ul>
令和5年3月20日	第2回計画管理部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次枚方市空家等対策実行計画（第I期）の進捗について</li> </ul>
令和5年3月20日	第2回審査部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の認定について</li> </ul>



## 4. 環境影響評価審査会

## ＜令和4年度 枚方市環境影響評価審査会における審議状況＞

開催年月日	全体会・部会	審議の内容等
令和5年2月13日	全体会	・(仮称)枚方市招提東町・招提中町地区開発事業環境影響評価方法書について

## 5. 風俗営業等審査会

## ＜令和4年度 枚方市風俗営業等審査会における審議状況＞

開催年月日	審議の内容等
開催なし	—

## 【4】自然環境

## 1. 保存樹林

## ＜令和4年度における枚方市内の保存樹林＞

指定年月日	所在地	主要な樹種
昭和49年12月27日	山之上 (山田神社境内)	アラカシ・コナラ・ アオハダ・スギ他
昭和50年7月14日	楠葉丘 (交野天神社境内)	アラカシ・コナラ・ クロキ・ヒノキ他
昭和50年7月14日	船橋本町 (二ノ宮神社境内)	クスノキ・ヒノキ・ アカラシ・スギ他
昭和50年10月1日	長尾宮前 (長尾菅原神社境内)	コジイ・アカラシ・ コナラ・アカマツ・ヒノキ他
昭和52年10月7日	村野本町 (村野神社境内)	アカラシ・カナメモチ・ コナラ・クスノキ他
昭和52年10月26日	茄子作 (茄子作春日神社境内)	コナラ・サカキ・ ヒノキ・クスノキ・マダケ他
昭和55年6月13日	渚本町 (御殿山神社境内)	コナラ・アラカシ・ アベマキ・アカマツ・モウソウチク他
昭和57年9月6日	招提南町 (日置天神社境内)	コナラ・クロバイ・ アカマツ・ヒノキ他
昭和58年10月6日	枚方上之町 (意賀美神社境内)	ムクノキ・クスノキ・ アラカシ・アベマキ他
平成6年12月1日	藤阪天神町 (藤阪菅原神社境内)	コナラ・アラカシ・ アカマツ・クスノキ他
平成24年4月1日	田口山 (山田神社境内)	アカマツ・クスギ・ マダケ他

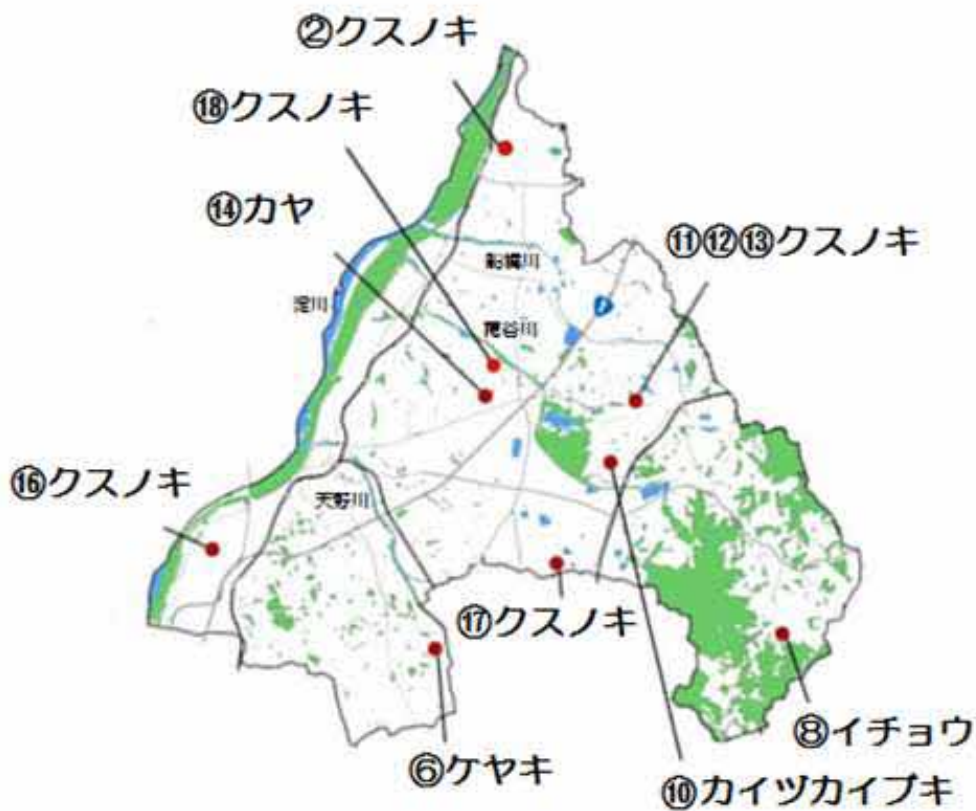
2. 保存樹木

＜令和4年度における枚方市内の保存樹木＞

保存樹木指定番号	種名	位置(所在地)	所有
②	クスノキ	町楠葉	民間
⑥	ケヤキ	釈尊寺町	民間
⑧	イチョウ	穂谷(長伝寺)	民間
⑩	カイツカイブキ	藤阪元町	民間
⑪	クスノキ	長尾元町(稱念寺)	民間
⑫	クスノキ		
⑬	クスノキ		
⑭	カヤ	田口	民間
⑯	クスノキ	出口(光善寺)	民間
⑰	クスノキ	春日元町(春日神社)	民間
⑱	クスノキ	片鉾本町(杉ヶ本神社)	民間

(注) 欠番については消失等により指定解除を行ったものです。

＜令和2年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹木位置図＞



### 3. 自然環境調査

平成29年度から30年度にかけて実施した第6回自然環境調査「枚方ふるさといきもの調査」による調査結果は次のとおりです。

#### (1) 植物

129科 735種を確認しました。地域別では穂谷川2が413種と最も多く、次いで山田池公園、船橋川2の順です。

希少種はヤナギヌカボやオオアブノメなど14科20種を確認しました。山田池公園でその多くを確認しました。

#### <第6回自然環境調査・植物調査結果>

分類群		全体		天野川		山田池公園		穂谷川1		穂谷川2		船橋川1		船橋川2		孤立林調査			
		科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種		
シダ植物		16	49	1	1	9	24	5	5	10	26	1	1	3	3	15	39		
種子植物	裸子植物	5	10	0	0	3	5	0	0	2	2	0	0	0	0	5	8		
	被子植物	双子葉類	66	319	離弁花類	27	75	50	157	35	91	50	179	31	85	34	98	55	187
		合弁花類			10	39	19	81	12	57	21	101	12	48	13	57	21	105	
	単子葉類	17	177	11	60	11	93	10	55	15	105	8	51	12	67	13	95		
合計		129	735	49	175	92	360	62	208	98	413	52	185	62	225	109	434		

#### (2) ほ乳類

6科11種を確認しました。

種類は山田池公園が7種と最も多く、次いで天野川、穂谷川でした。希少種であるキツネやカヤネズミといった河原や農耕地を生息地とする種が確認されており、里山の生態系を特徴づける種を確認しました。

#### <第6回自然環境調査・ほ乳類調査結果>

目名	科名	種名	調査地域					
			天野川	山田池公園	穂谷川1	穂谷川2	船橋川1	船橋川2
モグラ目	モグラ科	コウベモグラ	-	-	○	-	-	-
		モグラ属の一種	○●	○	-	-	-	-
ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ	●	○●	-	-	-	-
	ヌートリア科	ヌートリア		○●	-	○	○	○
ネコ目	アライグマ科	アライグマ	●	○●	○	-	-	-
	イヌ科	タヌキ	-	○●	-	-	-	-
		キツネ	-	-	-	○	-	-
		ノイヌ	-	-	○	-	-	-
	イタチ科	テン	-	●	-	-	-	-
		イタチ属の一種	●	○●	-	○●	-	-
ネコ目の一種		●	-	-	-	-	-	
3目	6科	11種	5種	7種	3種	3種	1種	1種

注) ○：専門調査で確認された種、●：市民調査、公開調査で確認された種

(3) 鳥類

12目29科75種を確認しました。地域別では天野川が53種と最も多く、次いで山田池公園、穂谷川2、穂谷川1の順です。水辺を代表する種（カワセミ、セキレイ類、クイナ類等）が生息していたほか、山田池公園では、カワウの営巣、カモ類の越冬を確認しました。

<第6回自然環境調査・鳥類調査結果>

目名	全体	調査地域					
		天野川	山田池公園	穂谷川1	穂谷川2	船橋川1	船橋川2
カイツブリ目	2	1	1	1	1	-	-
ペリカン目	1	1	1	1	1	1	1
コウノトリ目	4	3	3	4	3	3	3
カモ目	12	9	8	3	4	2	3
タカ目	7	7	3	-	1	-	-
キジ目	1	1	-	-	-	-	-
ツル目	5	3	1	-	2	1	-
チドリ目	6	4	1	2	1	2	1
ハト目	2	2	2	2	2	2	2
ブッポウソウ目	1	1	1	1	1	1	1
キツツキ目	1	-	1	-	1	1	-
スズメ目	33	21	28	18	20	16	10
12目	75種	53種	50種	32種	37種	29種	21種

(4) 昆虫類・ホタル

13目124科408種を確認しました。地域別では、穂谷川2が189種と最も多く、次いで船橋川1、山田池公園となっています。

希少種は、キアシハナダカバチモドキやクロスジチャイロテントウなど12種を確認しました。また、前回調査で確認できなかったナニワトンボを山田池公園で確認しました。

<第6回自然環境調査・昆虫調査結果>

目名	合計	調査地域					
		天野川	山田池公園	穂谷川1	穂谷川2	船橋川1	船橋川2
カゲロウ目	1	1	0	1	1	0	0
トンボ目	25	12	17	12	10	7	8
ゴキブリ目	2	1	1	0	1	2	0
カマキリ目	4	0	3	0	2	2	2
ハサミムシ目	3	1	2	1	2	1	1
バッタ目	38	20	19	13	22	22	21
ナナフシ目	1	0	1	0	0	0	0
カメムシ目	99	46	36	27	49	38	33
アミメカゲロウ目	4	1	0	1	1	2	0
チョウ目	48	13	25	10	25	19	19
ハエ目	17	9	1	5	9	6	7
コウチュウ目	105	28	32	17	36	34	26
ハチ目	61	24	22	24	31	27	27
13目	408種	156種	159種	111種	189種	160種	144種

## (5) 両生類・は虫類

両生類1目2科3種及びは虫類2目7科9種を確認しました。

希少な両生類はトノサマガエル、希少なは虫類としては、ニホンイシガメ、ニホンスッポンを確認しました。

<第6回自然環境調査 両生類・は虫類調査結果>

	目名	科名	種名	調査地域						
				天野川	山田池公園	穂谷川1	穂谷川2	船橋川1	船橋川2	その他
両生綱	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル	○	-	○	○	-	-	-
			ウシガエル	○	○	○	-	○	○	-
		ヌマガエル科	ヌマガエル	○	○	○	○	○	○	-
爬虫綱	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	○	●	○	-	-	-	-
			クサガメ	○	○●	○	-	○	○	-
		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	○●	○●	○	-	○	○	-
		スッポン科	ニホンスッポン	-	●	-	○	-	-	●
		-	カメ目の一種	-	○	-	-	-	-	-
	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	-	○●	-	-	-	-	-
		トカゲ科	ニホントカゲ	-	○	-	○	○	-	-
		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○	○	-	-	○	○	-
		ナミヘビ科	シマヘビ	○	○	○	-	○	○	-
			アオダイショウ	-	●	-	-	-	-	-
3目	9科	12種	8種	11種	7種	3種	7種	6種	1種	

(6) 淡水魚・水生生物

6目11科26種を確認しました。地域別では天野川が21種と最も多く、次いで穂谷川、山田池公園の順でした。

希少種は、ミナミメダカ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、ウキゴリなど9種を確認しました。

なお、調査時に確認された貝類、甲殻類等の水生生物は11科13種で、スクミリンゴガイ、ヒメタニシ、カワニナ、ヒメモノアラガイ、サカマキガイ、ミナミヌマエビ、ヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ、サワガニ、モクズガニ、シジミ属の一種でした。

<第6回自然環境調査 淡水魚・水生生物調査結果>

目名	科名	種名	調査地域					
			天野川	山田池公園	穂谷川1	穂谷川2	船橋川1	船橋川2
コイ目	コイ科	コイ	○●	●	○		○	○
		ゲンゴロウブナ		●				
		ギンブナ	●					
		フナ属の一種	○	○●	○		○	○
		カネヒラ	○					
		タイリクバラタナゴ	●					
		オイカワ	○●		○		○	
		カワムツ	○					
		ヌマムツ	○●					
		モツゴ	○●	○●	○	○	○	○
		タモロコ	○●	○●	○	○	○	○
		カマツカ	○●					
	コウライニゴイ	○●						
ドジョウ科	ドジョウ	○●		○	○	○	○	
ナマズ目	ギギ科	ギギ	●	●				
	ナマズ科	ナマズ	○					
カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	○●		○			
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	○●	○	○	○	○	○
		ヒメダカ					○	
スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	○●	●				
		オオクチバス	○●					
	ドンコ科	ドンコ	○●	○	○	○	○	○
	ハゼ科	ウキゴリ		●	○			
		カワヨシノボリ	○●		○		○	○
		シマヒレヨシノボリ						○
		ハゼ科の一種						○
タイワンドジョウ科	カムルチー		●					
タウナギ目	タウナギ科	タウナギ	●	●	○		○	
6目	11科	26種	21種	11種	12種	5種	10種	10種

(7) 相観植生図による分布状況

平成29年1月1日現在の航空写真の判読と現地調査により植生の相観区分を行い、植生図を作成し、それぞれの分布面積を集計しました。

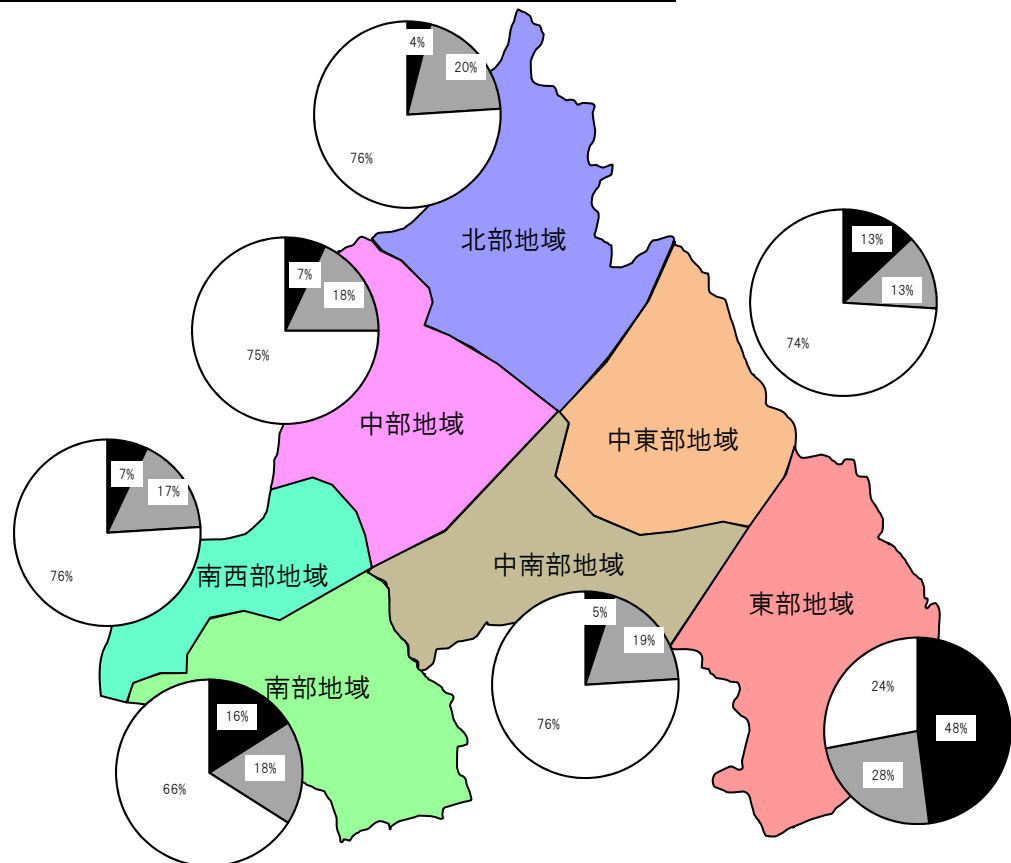
雑木林については、平成12年まで減少傾向でしたが、その後ほぼ横ばいとなっています。

草地は河川敷における一時的な工事等による消失後の回復や、山間地の耕作地放棄の増加などにより増加しており、園地型植栽については、造成された学校や公園等の公共緑地の樹木や私有地の緑化樹群の多くが成長したことにより増加したものと考えられます。

<植生別面積の変化>

(単位：ha)

	平成12年	平成19年	平成23年	平成29年
雑木林	495.2	461.65	480.85	461.66
竹林	221.9	224.82	233.18	225.54
植林	51.79	54.06	51.83	53.54
園地	63.45	114.49	150.85	217.98
農耕地	783.07	701.77	642.74	579.26
草地	545.91	510.11	589.19	632.06
計	2,161.3	2,066.9	2,148.7	2,170.0



凡例	タイプ区分	植生凡例
■	樹林タイプ	コジイ林、アラカシ林、ヤナギ林、コナラ林、アカマツ林、植林、竹林、ニセアカシア林、園地型植栽
■	草本タイプ	高茎草本、低茎草本、芝草地、水田、畑地
□	非緑地	造成直後の裸地、砂域

【5】枚方市地盤沈下の状況

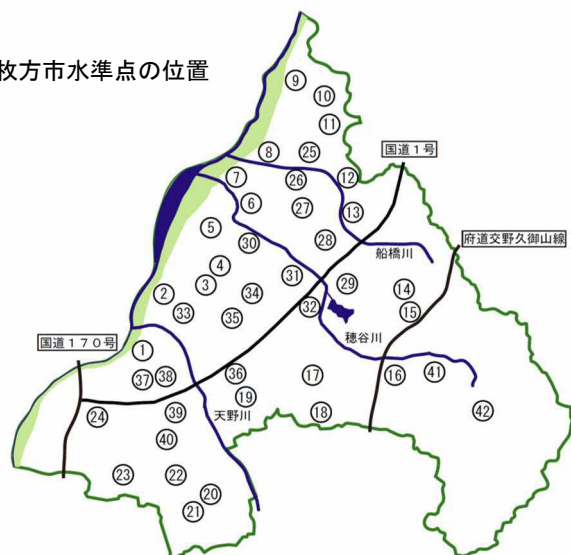
<令和4年度枚方市内地盤沈下変動量>

(単位：cm)

番号	地点	平成30年度比	番号	地点	平成30年度比
1	三矢公園	-0.55	22	香陽小学校	-0.33
2	八幡神社	-0.67	23	第二中学校	-0.36
3	高陵小学校	-0.56	24	蹉跎小学校	-0.26
4	殿山第一小学校	-0.45	25	二宮公園	-0.34
5	清伝寺	-0.86	26	牧野小学校	-0.56
6	牧野公園	-0.45	27	殿山第二小学校	-0.32
7	藤本川ポンプ場	-0.56	28	招提小学校	-0.20
8	北部別館	-0.56	29	田口山配水場	-0.48
9	町楠葉会館	-0.70	30	牧野車塚公園	-0.49
10	樟葉小学校	-0.43	31	山田神社	-0.27
11	七つ松公園	-0.40	32	円通寺	-0.35
12	中の池公園	-0.74	33	市道枚方牧野線	-0.85
13	北部区画第2号線	-0.33	34	山田小学校	-0.39
14	菅原保育所跡地	-0.38	35	中宮公園	-0.48
15	菅原小学校	-0.32	36	星丘中央線	-0.24
16	津田支所	-0.37	37	鷹塚山配水場	-0.32
17	上下水道局春日事務所	-0.35	38	枚方第二小学校	-0.29
18	春日公会堂	-0.24	39	山之上小学校	-0.40
19	桜丘小学校	-0.23	40	第四中学校	-0.68
20	春日神社	-0.43	41	総合福祉センター	-0.18
21	春日小学校	-0.40	42	氷室小学校	-0.58

※地盤沈下状況を把握するために行う水準測量は3年毎に行っており、次回調査は令和6年度予定。

図 枚方市水準点の位置





## 【6】環境中の化学物質の状況

## 1. ダイオキシン類

## (1) 大気中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
枚方市役所局	0.015	0.014	0.0094	0,020	0.015

(注) 環境基準値：年平均値で0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

## (2) 河川水質及び河川底質中のダイオキシン類濃度

(単位：水質は pg-TEQ/L、底質は pg-TEQ/g)

調査地点	河川水質			河川底質
	春季	秋季	年平均値	
船橋川（新登橋上流）	0.83	0.13	0.11	0.58
穂谷川（淀川合流直前）	0.11	0.15	0.13	0.25
天野川（淀川合流直前）	0.090	0.090	0.090	0.23

(注) 環境基準値：河川水質は 1pg-TEQ/L 以下 底質は 150pg-TEQ/g 以下

## (3) 地下水質中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	試料採取日
長尾家具町3丁目	0.062	令和4年11月21日

(注) 環境基準値：1pg-TEQ/L 以下

## (4) 土壌中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	測定値	試料採取日
船橋小学校	0.088	令和4年11月21日

(注) 環境基準値：1,000pg-TEQ/g 以下

## 2. 大気中のアスベスト濃度

(単位：本/L)

調査地点	測定値		
	令和4年11月7日	令和4年11月8日	令和4年11月9日
枚方市役所局	0.16	<0.056	0.11

(注) 世界保健機関 (WHO) の環境保健クライテリア：「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

## 3. 有害大気汚染物質の調査結果

### <環境基準が設定されている物質 (年平均値)>

項目 (単位)	ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
環境基準値	3以下	200以下	200以下	150以下
枚方市役所局	0.88	0.35	0.16	2.1
招提局	1.2	—	—	—

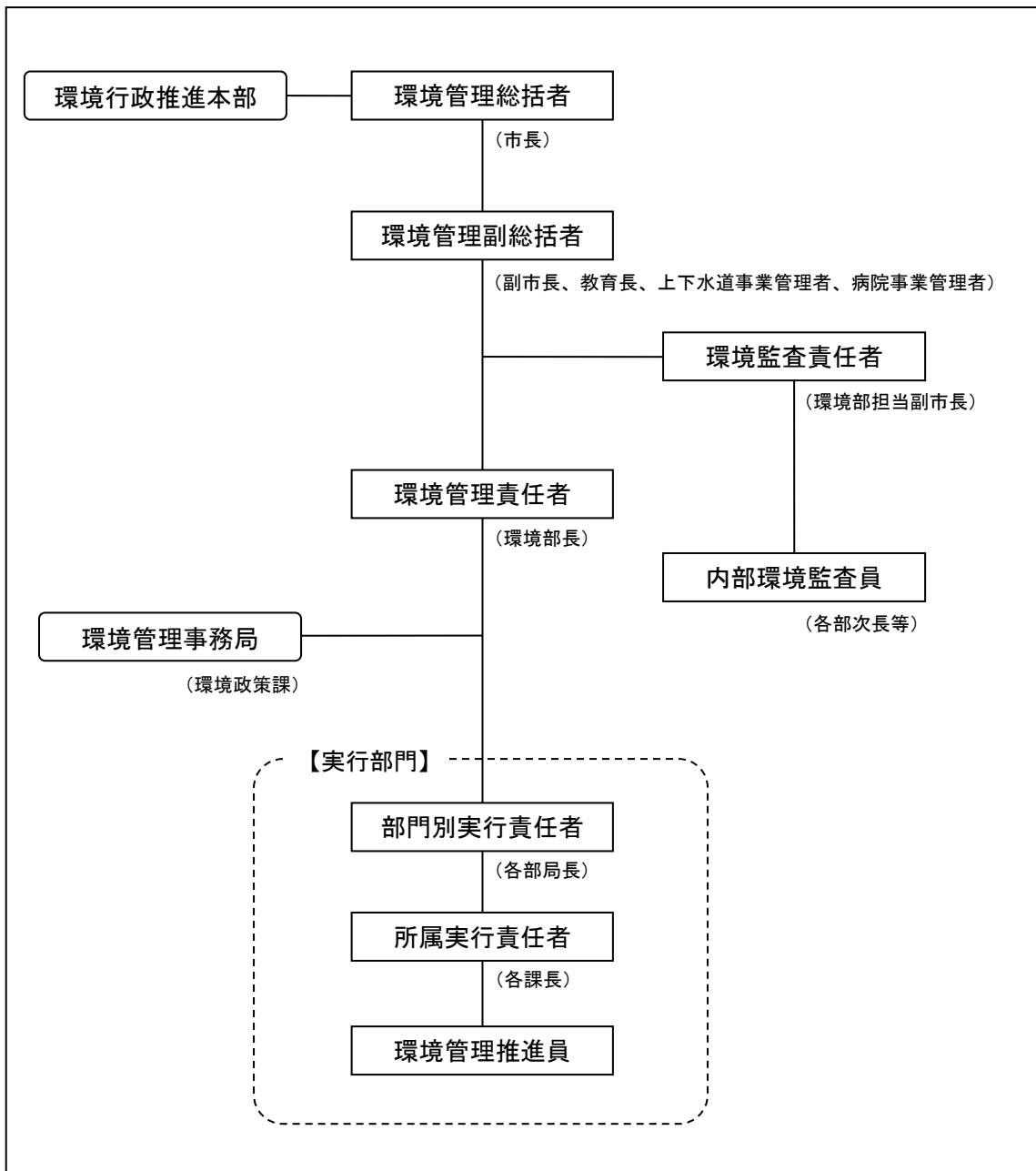
### <指針値が設定されている物質 (年平均値)>

項目 (単位)	アクリロ ニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	塩化ビニル モノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	水銀及び その化合物 ( $\text{ngHg}/\text{m}^3$ )	ニッケル 化合物 ( $\text{ngNi}/\text{m}^3$ )	クロロ ホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1, 2- ジクロロタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
指針値	2以下	10以下	40以下	25以下	18以下	1.6以下
枚方市役所局	0.060	0.0084	1.5	2.7	0.32	0.13
招提局	—	—	—	—	—	—

項目 (単位)	1, 3- ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ヒ素及び その化合物 ( $\text{ngAs}/\text{m}^3$ )	マンガン及び その化合物 ( $\text{ngMn}/\text{m}^3$ )	アセト アルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	塩化メチル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
指針値	2.5以下	6以下	140以下	120以下	94以下
枚方市役所局	0.064	1.4	37	2.7	1.3
招提局	0.092	—	—	2.1	—

【7】環境マネジメントシステムの運用

1. 枚方市環境管理組織



2. 環境マネジメントシステムの取り組み内容

項目		取り組み内容
適用範囲		すべての施設（指定管理者制度を導入している施設や学校園などを含む。）
Plan	環境方針	市長が策定
	目的・目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の事業計画に基づく各環境施策の取り組み目標</li> <li>・市役所の温室効果ガスの排出削減目標</li> <li>・エネルギー使用量の削減目標</li> <li>・エコオフィス活動に関する取り組み目標</li> </ul>
Do	研修	日常研修（年1回） 内部環境監査員研修（年1回）
	取り組みの手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコオフィスに関する取り組み指針</li> <li>・エネルギー使用量削減のための管理手順</li> </ul>
Check	監視・測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所の温室効果ガス排出量（年1回）</li> <li>・環境関連施策の目標達成状況（年1回）</li> <li>・エネルギー使用量（年4回）</li> <li>・エコオフィスの取り組み（年4回）</li> </ul>
	内部環境監査	年1回実施 （監査の内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>①環境関連施策の実施状況</li> <li>②施設、公用車のエネルギー管理状況</li> <li>③環境関連法令の順守状況</li> <li>④エコオフィス・グリーン購入の取り組み状況</li> <li>⑤その他、H-EMSに基づく取り組み内容</li> </ul>
Action	市長による見直し	市長によるシステム全体の見直し
外部監査		環境審議会からの意見・提言
取り組み状況の公表		毎年度、ひらかたの環境（環境白書）やホームページ等で公表

## 【8】公共施設での太陽光発電量

＜令和4年度における公共施設での太陽光発電量＞

施設名称	規模 (kW)	発電量 (kWh)	備考
中宮浄水場	120	128,215	平成28年2月から規模を20kW追加
香里受水場	50	47,750	
北山配水場	20	16,955	一部売電
田口山配水場	20	19,077	一部売電
桜丘北小学校	10	—	端末不良
開成小学校	20	—	端末不良
蹉跎西小学校	20	5,600.2	一部端末不良
樟葉北小学校	20	25,875.1	
山田東小学校	20	21,922.1	一部端末不良
藤阪小学校	20	—	端末不良
長尾小学校	20	25,071.1	
東香里小学校	20	11,402.6	一部端末不良
第三中学校	20	20,736.8	
南部生涯学習市民センター	20	2,781.5	一部端末不良
やすらぎの杜	20	18,968.6	
第二京阪道路環境監視局津田局	4.6	4,656	一部売電
枚方ソラパ	600	683,459	売電
サプリ村野	10	11,382.95	
小倉小学校	10	5,646.43	一部端末不良
磯島小学校	10	8,523.59	一部端末不良
西牧野小学校	10	13,750.29	
蹉跎東小学校	10	12,379.91	
禁野小学校	10	12,524.5	
西長尾小学校	10	13,715.40	
市立ひらかた病院	30	30,000.0	令和4年8月までの発電量 計測機故障のため
枚方保育所	4.3	6,034.53	
輝きプラザきらら	21.2	22,109	平成30年2月より稼働
市立ひらかた子ども発達支援センター	5	—	端末不良
香里ヶ丘図書館	1.93	2,299.9	令和2年3月26日より稼働
総合文化芸術センター	14.4	30,574.36	
合計	1,171.43	1,201,410.86	

## 【9】学校給食生鮮農作物供給事業

## ＜市内農産物の学校給食への利用実績＞

(単位:トン)

品目 年度	米 (レンゲ栽培米含む)	キャベツ	玉葱	大根	えんどう豆	白菜	れんこん	さつまいも	じゃがいも	ほうれん草	チンゲンサイ	冬瓜	なす	小松菜	黒米	人参
H14	46.3	2.8	22.1	2.3	0.3	1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	47.6	2.7	25.4	3.0	0.3	2.5	0.6	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
16	47.2	2.7	30.2	3.2	0.3	5.1	0.6	0.8	1.0	—	—	—	—	—	—	—
17	45.7	2.2	24.3	3.8	0.3	5.1	0.8	1.1	2.0	0.7	—	—	—	—	—	—
18	48.0	3.3	33.2	5.2	0.3	3.3	0.8	1.5	2.5	0.9	0.6	1.4	—	—	—	—
19	46.7	2.7	34.6	4.8	0.3	3.2	0.8	1.4	2.5	0.9	0.7	1.1	0.2	—	—	—
20	48.0	0.2	28.4	4.5	0.3	3.2	0.9	1.4	2.0	1.0	0.7	0.9	0.2	0.6	0.1	—
21	46.6	1.5	28.2	4.0	0.3	2.8	0.7	1.2	1.7	0.9	0.9	1.1	0.2	0.4	0.1	—
22	45.5	0.2	25.0	4.8	0.2	3.1	0.02	1.1	1.7	0.7	0.8	1.4	0.2	1.1	0.1	—
23	57.5	0.6	27.6	4.9	0.2	1.9	—	1.0	2.0	0.6	1.2	1.4	0.1	1.0	0.1	—
24	81.6	1.0	23.2	3.9	0.2	1.9	—	1.1	1.9	0.8	0.9	0.7	0.1	0.8	0.1	—
25	104.1	0.6	23.0	1.6	0.1	1.4	—	0.8	1.5	0.1	0.8	0.7	0.1	0.8	0.1	—
26	129.3	0.5	12.5	2.8	0.1	0.9	—	0.8	1.9	1.2	0.9	0.5	0.1	0.9	0.1	—
27	138.8	1.3	9.2	2.8	0.04	1.7	—	1.0	0.7	1.1	1.0	—	0.1	0.8	0.04	—
28	202.5	0.6	9.0	1.7	0.06	0.9	—	1.2	1.6	1.4	1.3	0.8	0.2	0.8	0.1	0.03
29	201.3	0.6	14.3	2.8	0.09	1.7	0.4	1.1	2.0	0.5	1.1	2.1	0.2	1.4	0.1	0.2
30	196.3	0.05	5.5	2.9	0.09	1.0	0.3	1.1	0.9	1.2	1.3	1.7	0.2	1.1	0.1	0.2
R元	148.8	1.2	11.3	2.1	0.09	0.6	0.3	1.2	2.0	0.7	1.2	2.8	0.3	1.3	0.1	0.06
R2	175.1	1.1	5.7	2.8	0	1.8	0.3	1.0	1.9	0.6	1.4	0.3	0.2	1.3	0.3	0.06
R3	191.9	1.5	11.4	3.8	0.06	2.8	—	1.0	2.2	1.1	1.2	—	0.3	0.9	0.1	0.09
R4	23.7	0.6	10.3	2.8	0.08	1.7	—	0.9	2.0	0.9	1.4	0.6	0.3	1.0	0.1	0.19

※米については、市内産を含む大阪府内産を記載しています。

※令和4年度の米については、5月途中より納入業者を切りかえたため使用減となっています。

※れんこんは、天候不順等の不作により生産者からの提供がありませんでした。

※レンゲ栽培米は令和2年度まで使用しました。

## 【10】都市公園等維持管理事業

## 1. 都市公園の種類

## ＜都市公園の種類＞

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園 総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	都市基幹公園 運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園		歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。

2. 都市公園の整備状況

<都市公園の整備状況>

公園種別			整備量		1人当たり 面積(m <sup>2</sup> /人)
			箇所数(箇所)	面積(ha)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	484	42.90	1.08
		近隣公園	14	23.37	0.59
		地区公園	3	16.80	0.42
	都市基幹公園	総合公園	1	9.29	0.23
		運動公園	-	-	-
特殊公園	歴史公園	1	2.15	0.05	
	その他	-	-	-	
広域公園			1	73.70	1.86
国の設置によるもの			1	48.30	1.22
都市緑地			13	7.97	0.20
合計			514	224.48	5.65



## 【11】環境影響評価条例に基づく事業一覧

No.	事業の名称	事業の種類	事業計画地	事業の規模	評価書縦覧開始日
1	枚方市ごみ処理施設 (仮称)第2清掃工場建設事業	廃棄物処理施設の建設	枚方市大字尊延寺	約80,600m <sup>2</sup>	平成8年8月27日
2	尊延寺地区開発事業	開発行為を伴う事業	枚方市大字尊延寺869	約128,750m <sup>2</sup>	平成8年11月14日
3	関西外国語大学新学舎建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市上野3丁目、中宮東之町	約184,201m <sup>2</sup>	平成12年3月1日
4	関西医科大学枚方新病院および新学舎建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市新町2丁目300-1	約61,110m <sup>2</sup>	平成13年10月17日
5	(仮称)都市計画公園車塚公園の設置及び(仮称)北片鉾町地区土地区画整理事業	土地区画整理事業 都市公園の設置	枚方市北片鉾町、小倉東町及び上野3丁目の1部	約82,300m <sup>2</sup>	平成15年12月15日
6	(仮称)枚方市藤阪天神町住宅団地造成事業	住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更	枚方市大字津田4620番5他	約82,300m <sup>2</sup>	平成17年5月25日
7	(仮称)枚方市長尾荒阪地区宅地開発事業	住宅団地の建設及び樹林の伐採等を伴う土地形質の変更	枚方市長尾荒阪2丁目他	約255,800m <sup>2</sup>	平成19年9月27日
8	枚方市津田南土地区画整理事業	土地区画整理事業及び住宅団地の建設	枚方市津田南町2丁目他	約52,100m <sup>2</sup>	平成20年8月6日
9	(仮称)枚方楠葉中之芝土地区画整理事業	土地区画整理事業	枚方市楠葉中之芝2丁目地区の一部	約90,300m <sup>2</sup>	平成24年12月26日
10	東部スポーツ公園整備事業	都市公園の設置	枚方市大字尊延寺2987-1	約78,000m <sup>2</sup>	平成24年6月4日
11	(仮称)ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市北山1丁目の一部	約59,000m <sup>2</sup>	平成26年8月28日
12	GLP枚方Ⅲプロジェクト	開発行為を伴う事業	枚方市長尾谷町1丁目の一部	約58,000m <sup>2</sup>	平成28年7月4日
13	(仮称)村野駅西土地区画整理事業	土地区画整理事業	枚方市村野西町の一部他	約140,000m <sup>2</sup>	—
14	(仮称)茄子作土地区画整理事業	土地区画整理事業	枚方市茄子作3丁目他	約207,000m <sup>2</sup>	—
15	(仮称)枚方市招提東町・招提中町地区開発事業	開発行為を伴う事業	枚方市招提東町1丁目他	約94,000m <sup>2</sup>	—

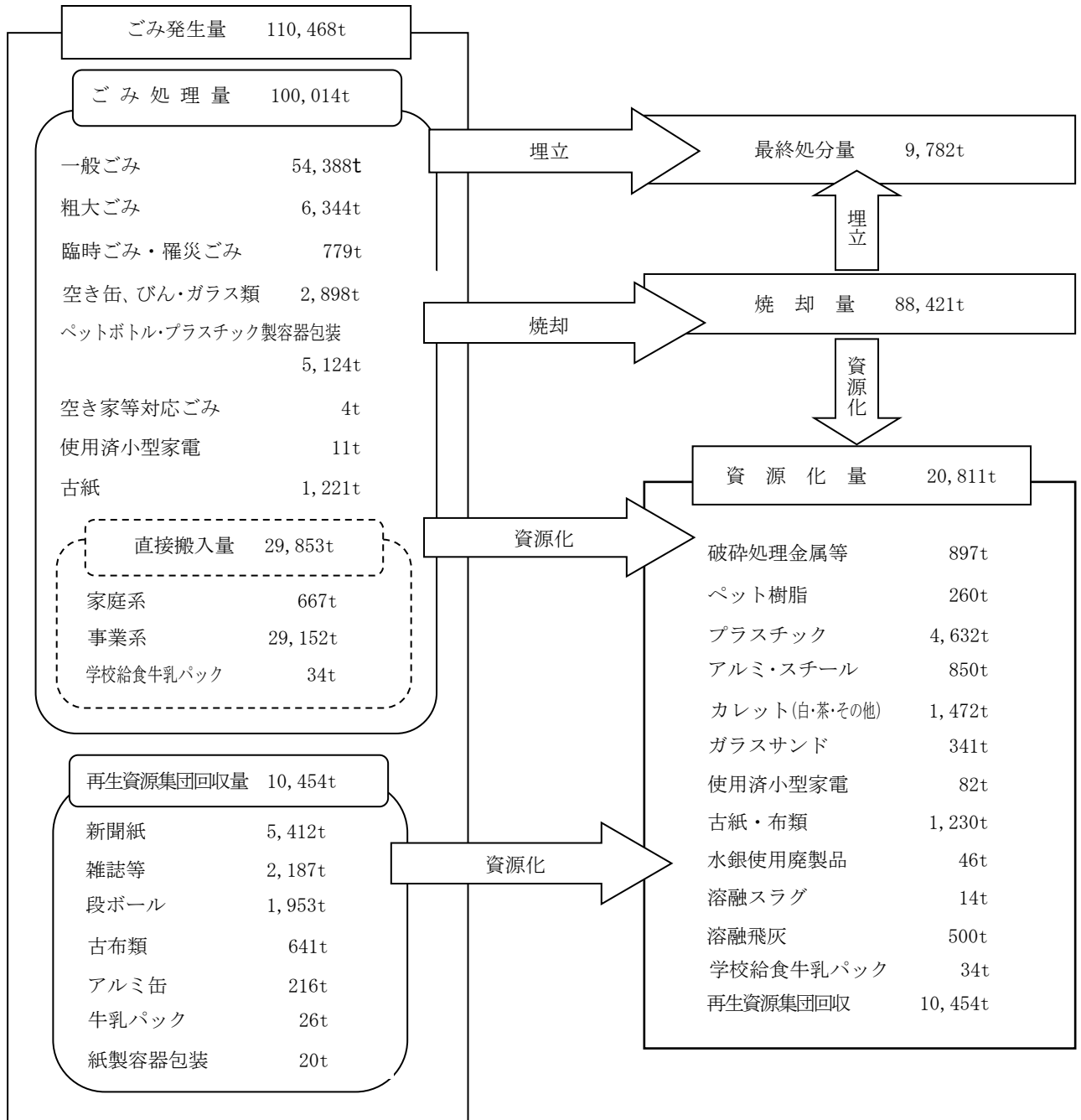
## 【12】建築協定制度

## ＜建築協定地区一覧＞

地区名	協定位置
京阪香里ひろ野住宅地区	茄子作4丁目の一部
高塚台住宅地区	高塚町の一部
長尾谷町(けやき坂)地区	長尾谷町2丁目の一部
小倉西住宅地区	小倉町、渚栄町の一部
宮之阪京阪住宅地区	宮之阪3丁目の一部
東香里京阪住宅地区	東香里1丁目、2丁目の一部
村野緑が丘住宅地区	村野本町の一部
コモンスケープきたやま	北山1丁目の一部
東中振松下住宅地区	東中振1丁目の一部
ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ	北山1丁目の一部
ひらかた北山なごみの街	北山1丁目の一部
氷室エイコー生活物流センター地区	大字尊延寺の一部
ガーデンハウスひらかた北山・ふれあいプラザ第2	北山1丁目の一部
東香里三交住宅地区	東香里3丁目の一部
宇山東町住友住宅地区	宇山東町、養父丘1丁目の一部
コモンライフ香里園桜木町地区	香里園桜木町の一部
香里ヶ丘けやき中央地区	香里ヶ丘3丁目の一部
パナホームシティ津田山手地区	津田山手1丁目の一部
レオタウン香里ヶ丘地区	香里ヶ丘2丁目の一部
野村住宅地区	山之上1丁目、4丁目、5丁目的一部分
藤阪天神町地区	藤阪天神町の一部
シエルセーヌ香里ヶ丘地区	香里ヶ丘2丁目的一部分
中宮北町地区	中宮北町の一部
オーベルジュコート藤阪住宅地区	藤阪東町1丁目的一部分
枚方津田くすみ坂E・G団地地区	津田山手1丁目的一部分
津田山手ビスタヒルズはなみの丘地区	津田山手1丁目的一部分
津田山手ビスタヒルズくすみの丘地区	津田山手1丁目的一部分
枚方コモンスタージ香里ヶ丘地区	香里ヶ丘6丁目的一部分
オーベルジュコート長尾東住宅地区	長尾東町3丁目的一部分
鉄工塗装団地招提大谷地区	招提大谷2丁目及び3丁目的一部分
モデル以楽会地区	香里ヶ丘6丁目的一部分
プレミアムヒルズ香里ヶ丘中央地区	香里ヶ丘3丁目的一部分
ブランドガーデン香里ヶ丘	香里ヶ丘5丁目的一部分
香里ヶ丘C-3街区	香里ヶ丘5丁目的一部分
香里ヶ丘C-7街区	香里ヶ丘5丁目的一部分
シエルセーヌ香里ヶ丘Ⅲ地区	香里ヶ丘1丁目的一部分
シエルセーヌ香里ヶ丘Ⅳ地区	香里ヶ丘1丁目的一部分
「敷島ステラ枚方・香里ヶ丘」地区	香里ヶ丘9丁目11番1の一部、12番2の一部

【13】ごみの状況

1. 令和4年度のごみ処理工程及びごみ処理量



(注) 小数点第1位を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

## 2. 市内で排出される産業廃棄物の状況

## ＜令和3年度産業廃棄物の業種別排出量＞

産業分類	排出量（トン）	割合（％）
農林水産業	0.0	0
鉱業，採石業，砂利採取業	3.1	0
建設業	150,751.9	56.7
製造業	65,920.5	24.8
電気・ガス・熱供給・水道業	10,569.7	4.0
情報通信業	7.7	0
運輸業，郵便業	1,035.0	0.4
卸売業，小売業	5,174.8	1.9
金融業，保険業	18.1	0
不動産業，物品賃貸業	648.1	0.2
学術研究，専門・技術サービス業	1,870.3	0.7
宿泊業，飲食サービス業	325.7	0.1
生活関連サービス業，娯楽業	180.4	0.1
教育，学習支援業	333.9	0.1
医療，福祉	976.8	0.4
複合サービス事業	0.0	0
サービス業（他に分類されないもの）	23,933.7	9.0
公務（他に分類されるものを除く）	4,322.9	1.6
分類不能の産業	0.0	0
合計	266,072.5	100

（注）生活関連サービス業とは、洗濯・理容・美容・浴場業などをいう。

複合サービス事業とは、郵便局・協同組合などをいう。

## ＜令和3年度産業廃棄物の種類別排出量＞

産業廃棄物の種類	排出量（トン）	割合（％）
燃え殻	295.6	0.1
汚泥	59,175.6	22.2
廃油	3,060.0	1.2
廃酸	1,044.6	0.4
廃アルカリ	593.4	0.2
廃プラスチック類	19,506.9	7.3
紙くず	240.9	0.1
木くず	11,739.0	4.4
繊維くず	135.0	0.1
動植物性残渣	4,882.8	1.8
ゴムくず	0.0	0
金属くず	2,052.6	0.8
ガラスくず等	8,579.2	3.2
鉱さい	40,558.7	15.2
がれき類	102,098.5	38.4
動物の糞尿	0.0	0
動物の死体	0.0	0
ばいじん	0.0	0
13号廃棄物	0.0	0
その他	12,110.0	4.6
合計	266,072.5	100

## ＜令和3年度特別管理産業廃棄物の業種別排出量＞

産業分類	排出量（トン）	割合（％）
農林水産業	0.0	0
鉱業，採石業，砂利採取業	0.0	0
建設業	160.1	1.5
製造業	8,123.1	74.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1.1	0
情報通信業	0.0	0
運輸業，郵便業	0.1	0
卸売業，小売業	1.0	0
金融業，保険業	0.0	0
不動産業，物品賃貸業	0.0	0
学術研究，専門・技術サービス業	7.3	0.1
宿泊業，飲食サービス業	0.7	0
生活関連サービス業，娯楽業	13.4	0.1
教育，学習支援業	35.7	0.3
医療，福祉	2,575.2	23.6
複合サービス事業	0.0	0
サービス業（他に分類されないもの）	2.7	0
公務（他に分類されるものを除く）	3.1	0
分類不能の産業	0.6	0
合計	10,924.1	100

## ＜令和3年度特別管理産業廃棄物の種類別排出量＞

特別管理産業廃棄物の種類	排出量（トン）	割合（％）
引火性廃油	499.5	4.6
強酸	624.7	5.7
強アルカリ	45.5	0.4
感染性廃棄物	2,600.6	23.8
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	1.9	0
廃石綿等（飛散性）	16.4	0.2
指定下水汚泥	0.0	0
鉱さい（有害）	0.0	0.0
燃え殻（有害）	17.9	0.2
廃油（有害）	1.6	0
汚泥（有害）	12.3	0.1
廃酸（有害）	7,055.9	64.6
廃アルカリ（有害）	33.8	0.3
ばいじん（有害）	14.0	0.1
廃水銀等	0.0	0
13号廃棄物（有害）	0.0	0.0
合計	10,924.1	100

## 3. 市内における産業廃棄物の処分量

## ＜令和3年度産業廃棄物の処分量＞

産業廃棄物の種類	処分量（トン）	割合（％）
燃え殻	18.4	0
汚泥	100,023.7	12.4
廃油	0	0
廃酸	0	0
廃アルカリ	0	0
廃プラスチック類	95,732.0	11.9
紙くず	21,297.6	2.6
木くず	2,156.6	0.3
繊維くず	9.4	0
動植物性残渣	14,198.0	1.8
ゴムくず	0	0
金属くず	1,844.4	0.2
ガラスくず等	8,710.9	1.1
鉱さい	115,558.3	14.3
がれき類	444,155.7	55.2
動物の糞尿	0	0
動物の死体	0	0
ばいじん	68.0	0
13号廃棄物	0	0
混合廃棄物	1,816.0	0.2
その他	0	0
合計	805,589.0	100

## ＜令和3年度特別管理産業廃棄物の処分量＞

特別管理産業廃棄物の種類	処分量（トン）	割合（％）
引火性廃油	0	0
強酸	0	0
強アルカリ	0	0
感染性廃棄物	0	0
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	0	0
廃石綿等（飛散性）	0	0
指定下水汚泥	0	0
鉱さい（有害）	0	0
燃え殻（有害）	11.9	33.0
廃油（有害）	0	0
汚泥（有害）	21.8	60.4
廃酸（有害）	0	0
廃アルカリ（有害）	0	0
ばいじん（有害）	2.4	6.6
13号廃棄物（有害）	0	0
合計	36.1	100

## 【14】流域下水道別整備状況

## ＜流域下水道別整備状況＞

項目	流域下水道名		
	淀川左岸流域下水道	寝屋川北部流域下水道	合計
計 画 面 積 ha	4,560	668	5,228
行 政 人 口(A) 人	333,569	61,670	395,239
整 備 済 面 積 ha	2,959	521	3,480
整 備 済 区 域 内 人 口(B) 人	324,436	61,562	385,998
処 理 面 積 ha	2,953	519	3,472
処 理 区 域 内 人 口 人	324,259	61,536	385,795
水 洗 化 人 口 人	315,964	61,068	377,032
整 備 状 況 B/A×100 %	97.3	99.8	97.6

## 【15】地下水の浄化対策の概要

## ＜地下水の浄化対策の概要＞

地区	浄化対策の概要
片鋒	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、平成20年1月から浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じるとともに、揚水処理法などによる浄化を実施しています。
池之宮	工場敷地の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、平成8年度から浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じるとともに、揚水処理法などによる浄化を実施しています。
中宮	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地（現在は他者所有地）の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたため、浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、揚水処理法などによる浄化を実施しています。

**【16】市施設におけるダイオキシン類測定結果**

**1. 穂谷川清掃工場**

**(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度**

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、大気排出基準値を満足しました。

**<穂谷川清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>**

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
第3プラント	0.21	令和4年6月24日
	0.094	令和4年12月20日

(注) 大気排出基準値：1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下

**(2) 排水中のダイオキシン類濃度**

排水中のダイオキシン類濃度は、水質排出基準値を満足しました。

**<穂谷川清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果>**

(単位：pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日
0.00	令和4年6月1日
0.0036	令和4年12月7日

(注) 水質排出基準値：10pg-TEQ/L以下

**(3) 焼却灰中のダイオキシン類濃度**

焼却灰中のダイオキシン類濃度は、焼却灰の環境省令で定める処理の基準値を満足しました。

**<穂谷川清掃工場焼却灰中のダイオキシン類濃度測定結果>**

(単位：ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
第3プラント	0.0016	令和4年6月21日

(注) 環境省令で定める処理の基準値：3ng-TEQ/g以下



#### (4) 集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度

集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度は、以下のとおりです。集じん灰は薬剤処理を行い処分しています。

##### <穂谷川清掃工場集じん灰中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
第3プラント	1.10	令和4年6月21日
	0.91	令和4年8月2日
	0.51	令和4年8月30日
	0.83	令和4年9月27日
	0.25	令和4年12月6日

(注) 1値は薬剤処理後の集じん灰中の濃度です。

2集じん灰処理物は、埋め立て処分を行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める方法（薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法）で集じん灰を適切に処理したものです。なお、この方法で処理した集じん灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

## 2. 東部清掃工場

### (1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、排出基準値を満足しました。

##### <東部清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
1号焼却炉	0.00065	令和4年5月26日
	0.0025	令和4年11月18日
2号焼却炉	0.0085	令和4年5月27日
	0.0015	令和4年11月17日

(注) 排出基準値：0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下

### (2) 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、排出基準値を満足しました。

##### <東部清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日
0.042	令和4年6月16日
0.0022	令和4年12月15日

(注) 排出基準値：10pg-TEQ/L以下

### (3) 溶融残渣等のダイオキシン類濃度

溶融残渣等のダイオキシン類濃度は、環境省令で定める基準値を満足しました。

#### <東部清掃工場溶融残渣のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/g)

溶融残渣名	ダイオキシン類濃度	測定日
溶融スラグ	0.000032	令和4年4月18日
	0.000067	令和4年10月12日
大塊物	0.0064	令和4年4月18日
	0.0071	令和4年10月12日
鉄分	0.0086	令和4年4月18日
	0.0029	令和4年10月12日
洗煙系脱水汚泥 (メタル含む)	0.0035	令和4年4月18日
	0.038	令和4年10月12日

(注) 環境省令で定める処理の基準値：3ng-TEQ/g以下

### 3. やすらぎの杜

#### (1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、1系列、4系列を除き、国の指針値を下回りました。

#### <やすらぎの杜排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果>

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設名	ダイオキシン類濃度		測定日
やすらぎの杜	1系列	1.60	令和5年2月22日
	2系列	0.031	令和5年2月22日
	3系列	0.21	令和5年2月24日
	4系列	1.60	令和5年2月24日
	5系列	0.45	令和5年2月21日
	6系列	0.14	令和5年2月21日

(注) 火葬場から排出されるダイオキシン類に関する国の指針値：

1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下

**【17】 環境用語****【あ】****アスベスト（石綿）**

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等の優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態ですぐに大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫などの原因になる。

**アダプトプログラム**

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度のこと。

**【い】****一酸化炭素：CO**

無色・無臭の気体で、毒性が強く、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱める。炭素を含む燃料等が不完全燃焼するときに発生し、自動車の排出ガス中にも含まれる。

**【お】****大阪エコ農産物**

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が慣行栽培の半分以下で栽培された農産物として、大阪府が認証したものの。

**オゾン層**

地上から10～50km 上空の成層圏にあるオゾンが多く存在している層のこと。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、フロン等の放出等によりオゾン層破壊が確認されており、有害な紫外線の増加による皮膚がんや白内障などの人の健康への影響などが問題となっている。

**温室効果ガス**

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線が大気中で吸収し、その一部を再放射して地表付近の大気を暖める気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

**【か】****環境影響評価（環境アセスメント）**

開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度。

**環境基準**

環境基本法に基づく環境保全に係る行政上の政策目標で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

**環境マネジメントシステム（EMS）**

企業等が自主的に環境保全に関する取り組みを推進するために、環境に関する方針や目標を定め、これらの達成に向けて実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の体制・手続き等の仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構（ISO）が発効した ISO14001がある。

**【き】****規制基準**

公害の防止のため、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の原因となる物質の排出及び騒音・振動について事業者等が遵守しなければならない許容限度である。

### 揮発性有機化合物（VOC）

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとは Volatile Organic Compounds の略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなど様々な物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として産業界で普及したが、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性などの可能性が指摘されている。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目され、TVOC（総揮発性有機化合物）という概念も提唱されている。

### 【く】

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、できる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入すること。

### 【け】

#### 建築協定

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定のルールを地域住民が自主的に取り決めて、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

### 【こ】

#### 公害防止協定

地方自治体が、公害発生源を有する事業者に対し、公害の規制基準、生産設備の新增設時の協議義務などの公害の防止に関する措置について協議し、双方が合意した内容を協議書の形でまとめたもの。

#### 光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

#### 光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかった状態になることをいう。光化学スモッグは、日差しが強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

#### 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

#### 公共用水域

水質汚濁防止法では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道、流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。したがって、一般にいわゆる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれる。

## 【さ】

**再生可能エネルギー**

自然環境の中で起こる現象から取り出すことができ、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

**里山**

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

**産業廃棄物**

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など政令で定める20種類のをいい、産業廃棄物以外のものは一般廃棄物である。

なお、「事業活動」は、製造業や建設業等に限定されるものでなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念として捉えられている。

**酸性雨**

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象のこと。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

## 【し】

**循環型社会**

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

**食育**

食育基本法の中で「生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。

## 【せ】

**生物化学的酸素要求量（BOD ; Biochemical Oxygen Demand）**

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要な酸素量（単位 mg/L）のこと。

この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

**生物多様性**

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念。

## 【た】

**ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成する。その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

## 【ち】

**地球温暖化**

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。IPCC第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定している。

【て】

**低公害車**

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの自動車をいう。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、LPG自動車をいう。

**ディスポーザ排水処理システム**

台所の流し台で粉碎した生ゴミを液状にして水と一緒に排水管から排水処理槽に導き、生物処理後、上澄みを下水道に流す方式をいう。

**低炭素社会**

温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる社会。

【と】

**特定空家等**

「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

【な】

**ナノグラム（ng）**

1ngとは、1gの10億分の1の重さをいう。ng（ナノグラム）=10<sup>-9</sup>g。

【に】

**二酸化硫黄：SO<sub>2</sub>**

空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する。硫黄を含む石油や石炭の燃焼時に排出され、大気汚染や酸性雨の原因となっている。亜硫酸ガスともいう。

**二酸化窒素：NO<sub>2</sub>**

赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくい。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

【は】

**廃棄物**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義され、占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。

## 【ひ】

## ビオトープ

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や、移動経路も含んだ一定の空間的広がりを持った概念。都市化の発展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの新しい課題となっている。

## ピコグラム (pg)

1pg とは、1g の1兆分の1の重さをいう。pg (ピコグラム) =  $10^{-12}$ g。

微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>; Particulate Matter 2.5)

浮遊粒子状物質のうち、その粒径が  $2.5\mu\text{m}$  以下のもの。

## ヒートアイランド

都市化の進展に伴う建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱の増加等により、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

## 【ふ】

## 浮遊粒子状物質 (SPM; Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が  $10\mu\text{m}$  以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子などである。

## 【へ】

## ベンゼン

芳香族炭化水素化合物の基本であるベンゼン核と呼ばれる6個の炭素骨格からなる物質で、特有の臭気を持ち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体である。溶媒のほか有機化合物の合成の原料やガソリンのアンチノック剤などとして幅広い用途がある。

人に対して発がん性を有し、白血病の原因となる。また、飲み込んだり蒸気を吸収したりすると中毒を起こす。

## 【み】

## 緑のカーテン

夏の日射しを遮るために、日当たりの良い窓辺や壁面などにつる性の植物(ゴーヤや琉球アサガオなど)をカーテン状に育てたもの。

## 【も】

## モニタリングサイト 1000 (重要生態系監視地域モニタリング推進事業)

平成 14 年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家や NPO とネットワークを作りながら全国に 1000 か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100 年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

## 【よ】

## 容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律)

家庭から出るごみの約 60% を占める容器包装廃棄物について、減量化と再資源化を促進するために定められた法律で、平成 7 年 6 月に制定され、平成 12 年 4 月に完全施行された。

この法律では、消費者、市町村、事業者が役割分担をし、容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、資源の有効利用をすることで環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目的としている。

**【わ】**

**ワンド**

ワンドとは淀川本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所を言う。ワンドの言葉の語源ははっきりしていないが、「入り江」や「川の淀み」「淵」のことをワンドと読んでいる地方があることから、淀川でもワンドと呼ぶようになった。

**【アルファベット】**

**I S O 1 4 0 0 1**

国際標準化機構（I S O）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

**P C B（ポリ塩化ビフェニル）（Polychlorobiphenyl もしくは Polychlorinated biphenyl）**

P C B（ポリ塩化ビフェニル）は、不燃性で、絶縁性が高く、化学的に非常に安定であるなど、有用な物質として、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。

しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、1972(昭和47)年に製造中止となっている。

**p p m (parts per million)**

百万分の幾分であることを示す分率であり、大気汚染物質の濃度を表示するのに多用されている。

1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が存在する場合の濃度を ppm で表す。なお、ppb (parts per billion) は、十億分中の幾分であることを示す分率で1ppm の1000分の1に相当する。